

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年10月13日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等 ▼
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	みよし市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 独自利用事務の対象者	みよし市福祉医療費支給条例第3条第1項第1号に定める者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年9月29日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有 ▼
9. 評価書番号	29
10. 保護評価書の名称	みよし市福祉医療費支給に関する事務
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=5&amp;opn_date_to_month=11&amp;opn_date_to_day=24&amp;hj_no=6000020232360&amp;count=20&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;kk_type=1&amp;kk_type=2&amp;kk_type=4&amp;kk_type=6&amp;opn_date_from_gengo=4&amp;opn_date_from_year=5&amp;opn_date_from_month=8&amp;opn_date_from_day=24&amp;sort_key=opn_date_from&amp;sort_order=DESC&amp;search=1&amp;page=1">https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=5&amp;opn_date_to_month=11&amp;opn_date_to_day=24&amp;hj_no=6000020232360&amp;count=20&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;kk_type=1&amp;kk_type=2&amp;kk_type=4&amp;kk_type=6&amp;opn_date_from_gengo=4&amp;opn_date_from_year=5&amp;opn_date_from_month=8&amp;opn_date_from_day=24&amp;sort_key=opn_date_from&amp;sort_order=DESC&amp;search=1&amp;page=1</a>
12. 委任関係	▼

執行機関名 みよし市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	

③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		みよし市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第6の項  子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和46年法律第73号)第1条	みよし市福祉医療費支給条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う(児童)の(健やかな成長に資することを)を目的とする。	第1条 この条例は、(子ども)、学生、障害者、ひとり親家庭の母又は父及び当該ひとり親家庭の児童並びに後期高齢者に対して、医療費の一部を支給することにより、これらの者の保健の向上を図り、もって(市民の福祉の増進に資すること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		みよし市福祉医療費支給条例

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	みよし市福祉医療費支給条例第8条
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	子ども医療費に係る福祉医療費条例第8条に規定する福祉医療費の請求の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号ニ	みよし市福祉医療費支給条例第8条第1項、第2項、第3項
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

備考	
----	--